

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（子育て支援対策費補助金） 27年度概算要求額：40億円

1. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

被災地の子どもは心のケアを必要としたり、遊び場が少なく安心して過ごせる場が不足していることから、これまで安心こども基金の活用により、被災地における子どもが心身ともに健やかに育てられるよう、子どもの心のケア、遊び場確保等の取組を支援してきた。

しかし、避難の長期化に伴い、子どもの健康面への影響、その他新たな課題も生じていることから、復興大臣のもとに設置された「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」（※）での検討を踏まえ、被災した子どもへの支援を強化するため、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり事業や子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業の創設、子どもの心のケア事業について体のケアにも拡大、遊具の設置等について対象を被災3県に拡大するなど、総合的な支援を図ることとし、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営が可能な統合補助金として平成26年度より再編。（東日本大震災復興特別会計に計上）

※「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」（平成25年11月13日設置）について
避難の長期化により被災者の健康面を中心とした影響等が懸念される中、復興大臣のもとに関係府省からなるタスクフォースが設置され、被災地の現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し検討、既存施策の点検を実施。

2. 対象事業の概要

(1) 子ども健やか訪問事業【継続（一部の帰還者について対象に追加）】

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭や長期の避難生活から自宅等に帰還した後に支援が必要な家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業【継続】

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが安心していきができるスペースを確保する。

(3) 遊具の設置や子育てイベントの開催【継続】

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備。

(4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業【継続】

被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助。

(5) 児童福祉施設等給食安心対策事業【継続】

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援。

(6) 保育料等減免事業【継続】

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施。

【参考】被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業の対象事業について

事業名	事業内容	実施主体	対象者
【継続(一部の帰還者について対象に追加)】 子ども健やか訪問事業	東日本大震災により、仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭や長期の避難生活から自宅等に帰還した後に支援が必要な家庭等、特に負担が大きいと考えられる子育て家庭を訪問し、心身の健康に関する相談、生活・育児援助、専門の支援機関の紹介などを行う。 訪問は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員、児童委員、子育て経験者、ヘルパー、個人ボランティア等を広く活用し、人材確保については、被災地で活動している民間団体等の協力を得る。	被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市)、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	避難生活をしている被災児童のいる家庭、長期の避難生活から自宅等へ帰還した家庭等
【継続】 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業	東日本大震災に被災し住居を失った等の理由により、必ずしも良好な生活環境とは言えない仮設住宅で長期間生活している子どもたちについて、「子ども同士が一緒に遊ぶことにより交流できる」、「静かに勉強することができる」といった環境を整備し、子どもたちへの支援を実施すべきであるという要望が寄せられている。 そのような要望を踏まえ、仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、子どもたちが安心していることができるスペースを確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保する。	仮設住宅設置県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、栃木県、長野県)、仮設住宅設置県内の指定都市、中核市及び市町村	仮設住宅に居住する被災児童等
【継続】 遊具の設置や子育てイベントの開催	被災地の子どもの運動機会が減少していることを踏まえ、子どもたちの遊び場の確保などの事業実施を積極的に支援することにより、子どもの運動機会を確保することを目的とする。 児童館や体育館などへ大型遊具等を設置し、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備するとともに、移動式の大型遊具を活用した子育てイベントの開催などを支援するもの。	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	対象地域に居住する被災児童等
【継続】 親を亡くした子ども等への相談・援助事業	東日本大震災により被災した子どもやその家族等が抱える生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解決し、被災前の生活や心理・健康状態を取り戻すことを目的とし、各地方自治体が実施する被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助について、財政的な支援を行う。	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	被災児童及びその家族
【継続】 児童福祉施設等給食安心対策事業	東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組み(給食用食材の放射線検査(事前検査)、給食のモニタリング調査(給食全体の事後検査))を支援する。	特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県)、郡山市、いわき市、福島県内の市町村(郡山市及びいわき市を除く。)	対象地域に居住する被災児童等
【継続】 保育料等減免事業	東日本大震災に伴い保育所徴収金(保育料)及び児童入所施設徴収金を減免した都道府県、市町村に対する支援を実施する。	都道府県、指定都市、中核市、市町村(本事業の対象となる被災者が居住する自治体に限る。)	被災者

※補助率はいずれの事業も定額

※市町村が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能